

○財務省告示第百二十一号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十五年三月二十二日に発行した政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十五年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百五十三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に発行される入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込		イ 発 行		イ 募 入	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	法 入 決 定 の
額	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	の
面	発 競	発 競	発 競	発 競	発 競	発 競	
金	発 競	発 競	発 競	発 競	発 競	発 競	
千		二	二	額	額	込	価
万		千	兆	面	面	み	格
円		八	三	金	金	の	競
		百	千	額	額	応	争
		六	百	で	で	募	入
		百	二	千	二	額	札
		十	百	八	兆	を	発
		二	六	百	三	割	行
		億	十	三	千	り	「
		八	四	十	百	当	と
		千	億	三	六	て	い
		五	八	十	十	る	う
		百	千	三	六	。	。
		七	四	十	十	各	。
		十	十	三	十	申	。
		万	一	億	億	申	。

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行	の記載又は記録は、最低額面金
十一	発行価格	額の整数倍の金額によるものと
十二	発行期限	す。平成二十五年三月二十二日
十三	償還金額	たただし、償還期が銀行休業日に
十四	元金支払額	償還金を支払う。その翌営業日に
十五	入札参加	日本銀行額百円につき百円
十六	払込期日	財務大臣から通知を受けた者
		平成二十五年三月二十二日